

射水市幼保連携型認定こども園設置・運営等に関する質問と回答

更新日：平成 29 年 7 月 10 日

番号	質問	回答
1	認定こども園施設整備交付金実施要綱(平成 27 年 5 月 21 日)の創設時負担割合は、国 1/2、市 1/4、法人 1/4 となっているが、今回の場合も同様と考えてよいか。	認定こども園の施設整備については、認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成27年5月21日付け文部科学大臣裁定)及び平成29年度保育所等整備交付要綱(平成29年3月31日付け厚生労働省発雇児0331第6号)に基づき、施設整備補助を行います。平成29年度の負担割合は、国 1/2、市 1/4、法人 1/4 となっています。 なお、施設整備(設計、工事)は、平成30年度及び平成31年度の2カ年を見込んでおり、国の要綱等の改正により負担割合が変更となる場合があります。
2	募集要項では、利用定員90人程度となっているが、それ以上の入所可能な建物を整備した場合、その補助制度割合はどの程度になるか。	問1と同様に、国の保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の要綱では、定員の人数に応じて交付基準額が定められていますが、負担割合(補助率)は、定員の規模(人数)に関わらず同一です。 なお、市が推計した利用定員を上回る入所可能な施設整備を事業者が提案することは可能ですが、施設規模や利用定員等の設定については、市と十分協議をすることが必要です。